

新型コロナウイルスへの緊急対応策 速やかな実行で、国民の命と暮らしを守り抜く。



新型コロナウイルスへの備え(首相官邸HP)↑

今般の新型コロナウイルスの感染が世界的な広がりを見せる中、何よりも国民の命と健康を守ることを最優先に必要な対策は躊躇なく実行するとの方針の下、政府・与党として当面緊急に措置すべき対応策として、緊急対策第一弾を2月13日、第二弾を3月10日に取りまとめました(下段を参照)。

私も、党金融調査会長として、年度末の金融繁忙期を控える中、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることのないよう、特段の配慮と事業者の実情に応じた迅速かつ柔軟な対応に全力をあげて取り組むよう金融庁に指示して全国の金融機関へ要請を行いました。これは、リーマンショック後に成立した金融円滑化法(※)と実質同内容の強力な措置を求めるものであります。

今後とも、国内の健康被害を最小限に抑え、流行の早期終息を目指すとともに、雇用の維持と事業継続を当面最優先に、感染の状況とともに地域経済及び世界経済の動向を十分注視し、日本経済を再び確かな成長軌道へと戻すため、政府は年度末の来年度予算成立後大型の経済対策を取りまとめる方針です。私も与党として岸田文雄政務調査会長とともに、政府に随時提言を行ってまいります。(金融調査会(写真上)では、コロナ対策へ金融に特化した議論を主導するほか、党対策本部(写真下)でも50兆円規模の経済対策や海外への情報発信強化等政府へ要望)



1 感染拡大防止策と医療提供体制の整備

◆感染拡大防止策

・クラスター対策の専門家を地方公共団体へ派遣

◆需給両面からの総合的なマスク対策

・ネット等での高額転売目的のマスク購入を防ぐため、マスクの転売行為を禁止

・布製マスク2,000万枚を国で一括購入し、介護施設等に緊急配布

・医療機関向けマスク1,500万枚を国で一括購入し、必要な医療機関に優先配布

・マスクメーカーに対する更なる増産支援

◆PCR検査体制の強化

・PCR検査設備の民間等への導入を支援し、検査能力を更に拡大(1日最大7,000件程度)

・PCR検査を保険適用(公費補助で引続き自己負担無)

◆医療提供体制の整備と治療薬等の開発加速

・緊急時に5千超の病床確保と人工呼吸器等の設備整備支援

・AMED等の活用による治療薬等の開発加速

2 事態の変化に即応した緊急措置等

◆新たな法整備(令和2年3月10日閣議決定)

・新型コロナウイルス感染症に新型インフルエンザ等対策特別措置法を適用

◆水際対策における迅速かつ機動的な対応

・上陸拒否

・査証制限措置、検疫強化、感染症危険情報発出等の迅速かつ機動的な対応

◆行政手続、公共調達等に係る臨時措置等

・確定申告期限の延長(令和2年4月16日まで)、運転免許の更新の臨時措置等

・公共工事等の柔軟対応(工期延長等)や繰越の弾力的対応

・公共料金の支払の猶予

・国税・社会保険料の納付の猶予、地方税徴収の猶予等

3 事業活動の縮小や雇用への対応

◆雇用調整助成金の特例措置の拡大

・特例措置の対象を全事業主に拡大、対象の明確化(一斉休業等)、1月遡及適用

・特別な地域における助成率の上乗せ(中小2/3→4/5、大企業1/2→2/3)等

◆強力な資金繰り対策

・「新型コロナウイルス感染症特別貸付制度」を創設(5,000億円規模)し、金利引下げ、さらに中小・小規模事業者等に実質的に無利子・無担保の資金繰り支援

・信用保証協会によるセーフティネット4号(100%)・5号(80%)、危機関連保証(100%)

・日本政策投資銀行(DBJ)及び商工中金による危機対応業務等を実施し、資金繰りや国内サプライチェーン再編支援(2,040億円)

・民間金融機関における新規融資の積極的実施(企業訪問や緊急相談窓口の設置)、既往債務の条件変更等を要請

★金融円滑化法と同等の対応実施(※)

・各金融機関へ銀行法に基づき、金融庁へ条件変更の実行件数など資金繰り対応状況の報告を求める。(3ヶ月→毎月)

・取引先企業の実態把握のため金融機関に特別ヒアリング実施

4 学校の臨時休業に伴う課題への対応

◆保護者の休暇取得支援等

・正規・非正規を問わない新たな助成金制度の創設(10/10、日額上限8,330円)

・委託を受けて個人で仕事をする方も支援(一定の要件を満たす方:日額4,100円)

◆個人向け緊急小口資金等の特例

・緊急小口資金等の特例の創設(緊急小口10万円→20万円、無利子、償還免除等)

上記の緊急対応策の詳細について知りたい方は、山本幸三のSNSページや事務所までお問い合わせ下さい。